

## 法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	112700 須坂坂田郵便局	-	長野県須坂市坂田坂田町45-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	112700 須坂坂田郵便局	-	長野県須坂市坂田坂田町45-5	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	113520 園原郵便局	-	長野県下伊那郡阿智村駒2352-355	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	113520 園原郵便局	-	長野県下伊那郡阿智村駒2352-355	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	114410 須坂穀町郵便局	-	長野県須坂市小山穀町533-9	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	114410 須坂穀町郵便局	-	長野県須坂市小山穀町533-9	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	営業所	118940 屋部簡易郵便局	○	長野県須坂市小山1336-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	118940 屋部簡易郵便局	○	長野県須坂市小山1336-3	○	○	○	×	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	230800 渋川郵便局	-	静岡県浜松市北区引佐町渋川23	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	230800 渋川郵便局	-	静岡県浜松市北区引佐町渋川23	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	231040 伊久美郵便局	-	静岡県島田市伊久美2759-13	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	231040 伊久美郵便局	-	静岡県島田市伊久美2759-13	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	318010 和気簡易郵便局	○	石川県能美市和気町へ61-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	318010 和気簡易郵便局	○	石川県能美市和気町へ61-1	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	330060 美浜郵便局	-	福井県三方郡美浜町郷市23-12	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	330060 美浜郵便局	-	福井県三方郡美浜町郷市23-12	-	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	営業所	718630 吹田団地簡易郵便局	○	熊本県菊池郡大津町吹田1262-50	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	718630 吹田団地簡易郵便局	○	熊本県菊池郡大津町吹田1262-50	○	○	○	×	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	営業所	817810 折立団地簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区折立4-14-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	817810 折立団地簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区折立4-14-2	○	○	○	×	○	○	-	

## 法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	842540 青森造道郵便局	-	青森県青森市造道1-7-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	842540 青森造道郵便局	-	青森県青森市造道1-7-15	○	○	○	○	○	○	-	
H19.10.1	過疎地該否の修正	変更前	郵便局	842650 青森幸畑郵便局	-	青森県青森市幸畑1-22-12	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	842650 青森幸畑郵便局	-	青森県青森市幸畑1-22-12	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。